

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（平成24年策定）

第1 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

今から1200年以上昔に中国から伝えられたお茶は、長い歳月を経て、我が国に茶道という日本文化の粋ともいえるべき文化を創造した。また、江戸時代には、現在とほぼ変わらない喫茶の習慣が庶民にも根付き、「日常茶飯事」といった言葉が生まれるなど、日常生活に定着し、日本人の生活と文化にとって不可欠な存在となっている。加えて、日本茶独特の深い味わいは、素材を活かした淡泊な味わいの料理を引き立たせるという点から、和食との相性が良く、我が国の米や魚を中心とした和食文化とも密接なつながりを持っている。

このように、我が国において、お茶は、伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担っている。特に、日本の緑茶は、世界に類例のない独自のものであり、それ自体が我が国の重要な文化である。

また、お茶については、静岡県、鹿児島県、三重県、宮崎県、熊本県などでは大規模なお茶の産地が、京都府や福岡県などでは特色あるお茶の産地がそれぞれ形成されており、地域の農業において重要な役割を担っているお茶農家も多い。加えて、お茶は、日本の北から南まで幅広い範囲で栽培されており、特に、農業の条件不利地域である中山間地域において、重要な基幹作物となっている。

さらに、お茶が消費者の手元に届くまでに、茶園で摘採した「生葉」を蒸し、又は炒った後、揉みながら成形・乾燥させ「荒茶」に加工し、荒茶あるいは各産地の荒茶をブレンドしたものを仕上げ加工して「製茶」として販売されており、こうした加工・流通・販売に携わる者まで含めると、茶業は、地域経済・雇用確保の観点から重要な産業となっている。

しかしながら、近年、食生活をはじめとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違などにより、急須を用いてお茶を飲用する機会が若年層や中年層を中心に減少している。また、これまで消費を牽引してきたペットボトル入りの緑茶飲料についても、消費が減少し始めている。一方、産地においては、高齢化した茶樹の若返りを図り、優良品種への転換を行う必要があるが、価格低下等により収益性が悪化し新たな投資が困難なことから、特に改植というような数年後の収益を期待する取組は進まない状況となっている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）の影響により、広く関東一円で収穫された茶葉の一部から食品衛生法の規定に基づく

食品中の放射性物質に関する暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、検出された産地においては出荷が停止されるとともに、その周辺の産品においても、風評による需要の減少、価格の低下等により、生産者のみならず、加工・流通・販売に関わる多くの関係者に大きな影響が今なお及んでいるところである。

このような中で、今後の茶業及びお茶の文化の振興を図っていくに当たっては、まず第一に、お茶の放射性セシウム含有量を減少させ、風評によるものも含めて減退した需要を回復させることが重要である。その上で、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的として、生産者の経営の安定、消費の拡大及びこれに資する食育の推進、お茶の輸出の促進、お茶の伝統・文化に関する知識の普及等に努め、お茶を愛飲する人を増加させていくことが重要である。

第2 お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項

1 お茶の需要の長期見通し

お茶の需要の長期見通しについては、近年の消費の減少傾向及び少子化等による人口の減少等も踏まえ推計すると、平成32年には、平成20年に対し1割以上減少すると見込まれるが、今後、消費拡大等の施策を講じ、その効果が発揮されることを前提とすれば、平成32年の需要量は、平成20年の10.1万トンとほぼ同水準の9.7万トンになると見込まれる。

2 お茶の生産数量目標

お茶の生産数量目標については、

- ① 平成32年の輸出量は、近年の輸出の状況や今後の輸出に関する施策を講ずることを前提に、3千トン
- ② 平成32年の輸入量は、近年の動向等を踏まえ、5千トンになると見込まれ、

これに需要の長期見通しを考慮し、平成32年の生産数量目標を9.5万トンとする。

第3 茶業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 茶園の基盤の整備

生産性の高い生産体制を確立するため、小区画で分散した茶園、作業道が整備されていない茶園等、地形的に条件が不利な茶園を機械化に対応したものとなるよう、その整備を推進する。

(2) 茶樹の改植の推進

お茶の価格の低下要因の一つとなっている茶樹の老齢化による品質・収量低下や、栽培品種の偏重による製品の画一化及び作業の集中化を改善するため、茶樹の改植を推進する。なお、改植の際には、未収益となる期間が発生することに留意する必要がある。

(3) 気象災害の予防等の推進

最も警戒しなければならない凍霜害の防止を図るためには、防霜施設が整備されていない産地においてはその整備を推進するとともに、施設の更新時期を迎えている産地においては新たな防霜システムの検討が必要である。また、夏季の干害の防止等を図るため、かん水施設の整備を推進する。

なお、単一品種に偏重している産地では、気象災害に対して脆弱であることから、早晩性が異なる複数の品種を組み合わせる等の危険分散の取組を進めるとともに、気象災害を受けた際の農家所得を確保するため、農業共済加入率の向上を図ることも重要である。

さらに、火山活動に伴う降灰の影響を恒常的に受けている産地においては、その影響を軽減するための対策を計画的に推進する。

(4) 中山間地域等における離農茶園への対応

中山間地域においては、気象条件や立地条件を活かした特徴のあるお茶が生産されている産地も見受けられる。一方、中山間地域を中心に高齢化等によりお茶の生産者の離農の増加が予想され、農村コミュニティの維持の観点からも、今後、その保有する優良な茶園が荒廃地とならないよう、意欲ある多様な経営体に集積する取組を推進する。

(5) 放射性セシウムの低減に向けた取組

原子力発電所事故の影響により、お茶から放射性セシウムが検出されたメカニズムは、土壌から根を通じて樹体に吸収されたものではなく、古葉に付着したものが葉面から樹体に吸収され、新芽に移行したものと推定されている。また、放射性セシウムは、茶樹の葉や枝に多く留まり、根にはほとんど転流していないことも明らかになっている。

これらのことから、茶樹の放射性セシウムの低減を効果的に図るためには、台切り、中切り、深刈り等の剪枝や整枝を茶樹の生育段階に応じて適切に行うことが必要であり、これらの取組を推進する。

2 加工及び流通の高度化

(1) お茶の生産者・生産組織による製造、小売を含めた一体的な取組の推進

お茶農家や荒茶加工場を単位とした生産組織が、生産した生葉を活用して荒茶加工を行い、製茶まで加工し販売する経営は、生産だけでなく、加工・販売の各段階で発生する付加価値を取り込み、さらには、自販によりお茶製品の消費者ニーズを的確に把握することも期待できる。

このため、お茶農家等の所得の増大を図る観点からも、小売りを含めて経営を多角化・高度化する取組を推進する。

（２）中小企業者と生産者との連携による事業活動に係る取組の推進

流通業等の中小企業者とお茶の生産者が連携した事業活動は、双方が有する経営資源を相互に補完し合うことにより、単独の取組では実現することができなかった新商品の開発や新たな販路拡大が可能となる。

このため、新たな価値を創出させるという観点から、流通業等の中小企業者とお茶の生産者との連携による事業活動を推進する。

（３）加工施設の整備の推進

共同荒茶加工場等、既存の加工施設における加工コストを低減するため、老朽化した加工施設や適正規模でないものについて、産地ごとの戦略に基づいて、効率化及び合理化に資する施設の整備を推進する。

なお、荒茶加工施設の整備に当たっては、短期間に荷受けが集中し、過大な規模の施設整備による全体のコストが増加しないよう、収穫時期を分散させ、加工施設の稼働効率を上げることに留意する必要がある。

３ 品質・付加価値の向上の促進

（１）品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

多様なニーズに即したお茶の生産を促進するため、味や香り、加工適性等に優れた新たな品種の育成・普及や栽培・加工技術等の研究を推進する。

なお、新品種の普及に当たっては、産地の品種構成や加工施設等の整備状況についても十分考慮することが必要である。

（２）生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組の推進

お茶の品質の向上を図り、新たな価値を創出するため、お茶の生産者が、加工事業者、流通事業者、食品製造事業者等と連携し、それぞれの経営資源やノウハウを活用して、被覆栽培、有機栽培等の栽培方法の導入や、加工・流通方法の改善等を図る取組を推進する。

なお、お茶の生産に当たっては、農業生産工程管理（GAP）の推進等により、施肥が環境に与える影響に十分配慮するとともに、有機質肥料の活用について地域の畜産農家と連携を図るなど、持続的な取組となるよう留意することが必要である。

(3) 付加価値の向上のための取組の推進

お茶の付加価値を向上させ、所得の増加による経営の安定化を図るため、ティーバッグやドリップ式の緑茶等の簡便な飲用需要に応える商品の開発や、玉露、てん茶、釜炒り茶のほか、紅茶、ウーロン茶といった発酵茶等、従来の煎茶とは異なる茶種への転換、包装の工夫等の取組を推進する。

4 消費の拡大

(1) お茶のブランド化の推進及び新しいお茶の楽しみ方の提案

消費者における特定産地のお茶の認知度を高めるため、色、香り、味等で、従来のお茶との差別化やブランド名の定着を図る取組を図ることが必要である。

また、お茶との相性が良い和食や和菓子と連携したお茶の提供のあり方や、洋食や洋菓子等とのコラボレーション、お茶の食材としての利用、お茶が有する健康への効果に着目した飲用など、お茶の消費が低下している若年層の生活様式にも合わせた魅力的なお茶の楽しみ方を、関係者が一体となって提案、情報発信していくことも必要である。

このため、特色ある商品のブランド化を図り販売を促進していく取組や、消費者が求めるお茶の商品形態や需給状況等の情報について、お茶の生産者と流通業者等が共有する取組を推進する。

(2) 新用途への利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及

緑茶に含まれる様々な成分がもたらすがん予防効果、血圧降下作用、殺菌作用等の機能に着目し、新たな用途への利用の拡大を図るため、

- ① 緑茶に含まれる成分と様々な機能の因果関係や発現メカニズムの解明
 - ② 成分を活用した医療分野を始めとする新たな用途への利用や商品開発
 - ③ 新商品や新用途への利用に関する研究開発等の情報収集及び産地、関係機関等への発信
- を産学官が一体となって推進する。

(3) お茶を活用した食育の推進

児童がお茶のおいしい淹れ方^いや楽しみ方を学ぶことは、我が国の食文化の理解の助けとなり、また、将来的に社会全体が、お茶の文化を連綿と継承していくことにつながるものである。

このため、児童のお茶の飲用に関する実態調査を進めるとともに、児童を対象とする参加型イベントによるお茶をたしなむ体験等を通じたお

茶の普及活動を推進する。

また、お茶が「日本型食生活」にも深く根ざしてきたことを踏まえ、お茶の普及活動を行っている団体等の多様な主体と連携・協力し、効果的な食育活動を推進する。

（４）お茶の産地と都市との交流の取組の推進

茶園の風景や茶摘み体験は、消費者である都市住民にも好意的に受け止められるものであることから、お茶の産地である農村地域において、これらを活用したグリーン・ツーリズム等、都市農村交流の取組を推進する。

（５）放射性セシウムの検出により低減した需要の回復のための取組

お茶から放射性セシウムが検出されたことにより特定産地のお茶の消費が全て敬遠されるなどの過大な消費減退、いわゆる風評被害を解消するため、ホームページ等を活用し、消費者に対してお茶と放射性セシウムに関する基本的な知識を普及させるとともに、生産・流通段階のチェック体制の情報を提供する等の取組を行う。

５ 輸出の促進

（１）海外市場の開拓の推進

原子力発電所事故の影響により輸入規制が行われている輸出先国・地域に対して、科学的知見に基づいた対応が図られるよう、情報提供の徹底に努める。

また、中長期的な輸出の拡大を図るため、日本茶の歴史と文化の広報、お茶の機能性の紹介、輸出先国・地域におけるお茶の消費、流通及び輸入条件に関する情報の収集・提供、商談の機会の創出、海外の見本市への参加支援、海外の商標出願状況等を監視する体制の整備等、海外販路を拡大・創出するための取組を推進する。

（２）輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

お茶の輸出に当たり、輸出先国・地域における残留農薬基準に適合した円滑な輸出を実現するため、

- ① 輸出を見据えた専用茶園における生産の促進
- ② 輸出先国・地域における残留農薬基準に対応した病虫害の防除方法の開発・実証試験等の実施
- ③ お茶を輸出する際の留意事項や輸出先国・地域における残留農薬基準等の情報について生産者、輸出事業者等の関係者間での共有化等を推進する。

また、ポジティブリスト制度に移行したものの、農薬の登録が遅れて

いるために、結果として日本よりも厳しい残留農薬基準となっている輸出先国・地域において、合理的な残留農薬基準が設定されるよう、引き続き、関係者が連携して情報提供をはじめとする働きかけを行う。

さらに、放射性物質の検査や各種証明書の発給を求めている国・地域への輸出が円滑に進むよう、これらの検査や発給が迅速に行われる体制を整備する。

第4 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

1 お茶の文化に関する理解の増進

お茶の文化に関する理解を増進するとともに、新たなライフスタイルを踏まえた新しいお茶の文化を創造していくことは、国民の豊かで健康的な生活の実現に資するものである。

このため、国内におけるお茶の文化の振興に関する取組を支援する観点から、

- ① 小中学校等にお茶の専門家を派遣することによる、児童生徒がお茶やお茶の文化に触れる機会の提供
- ② お茶の文化を含む各種の文化芸術活動を全国規模で発表し、交流する場を提供するとともに、これらの文化的な行事に対する後援
- ③ お茶の文化に関わる者を含む芸術家、文化人、研究者等、文化に携わる人々を指名し、海外における日本文化紹介活動を展開する取組等を推進する。

2 お茶に関する文化財の保存・活用

茶道具、茶室、茶園などの景観、お茶に関する風俗習慣の中には、文化財として歴史的、学術的価値の高いものも存在しており、こうした貴重な国民的財産を次世代へ確実に継承するため、文化財保護法に基づき保護を図る。